



福岡医発第120号(地)
平成19年4月20日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度実施要領について

今回の医療法改正により、医療機能情報提供制度が導入されたところですが、今般、これに関連して厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記実施要領が通知された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

医療機能情報提供制度は、①病院や診療所等が、その有する医療機能情報を都道府県知事に報告し、②都道府県知事が、報告を受けた情報をインターネット等により住民・患者に提供する制度です。

本情報提供制度の検討にあたり、日本医師会が適切な医療連携体制を推進する観点から主張した結果、実施要領上、都道府県が住民・患者からの医療機能情報の質問・相談に応じ、助言等を行う場合には、医療連携体制についての情報提供を行うことが適当であるとされています。

なお、医療法上、病院や診療所等は、医療機能情報の都道府県知事への報告が義務付けられ、報告しない場合や虚偽報告をした場合には、知事より、報告命令・是正命令が出されることがあります。さらに、この命令に違反した場合には、病院や診療所等の開設許可の取消や、施設の閉鎖命令がなされるおそれがあります。本実施要領では、報告命令・是正命令の前に、指導をすることが定められておりますので、ご留意下さい。また、病院や診療所等は、都道府県知事へ報告した情報を施設において閲覧に供しなければならないとされております。

本情報提供制度は、平成19年4月1日より施行されておりますが、今年度は基本情報とし、平成20年度より本格的に施行されることとなります。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明



(地I11)

平成19年4月12日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
内 田 健



医療機能情報提供制度実施要領について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回の医療法改正により、医療機能情報提供制度が導入されたところですが、今般、これに関連して厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の実施要領が通知されました。

医療機能情報提供制度は、①病院や診療所等が、その有する医療機能情報を都道府県知事に報告し、②都道府県知事が、報告を受けた情報をインターネット等により住民・患者に提供する制度です。

本情報提供制度の検討に当たり、本会が適切な医療連携を推進する観点から主張した結果、実施要領上、都道府県が住民・患者からの医療機能情報の質問・相談に応じ、助言等を行う場合には、医療連携体制についての情報提供を行うことが適当であるとされております。

なお、医療法上、病院や診療所等は、医療機能情報の都道府県知事への報告が義務付けられ、報告しない場合や虚偽報告をした場合には、知事より、報告命令・是正命令が出されることがあります。さらに、この命令に違反した場合には、病院や診療所等の開設許可の取消や、施設の閉鎖命令がなされるおそれがあります。本実施要領では、報告命令・是正命令の前に、指導をすることが定められておりますので、ご留意ください。また、病院や診療所等は、都道府県知事へ報告した情報を施設において閲覧に供しなければならないとされております。

本情報提供制度は19年4月1日より施行されておりますが、今年度は基本情報とし、20年度より本格的に施行されることになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

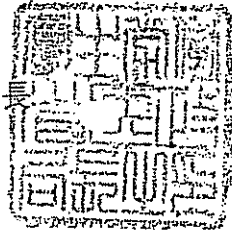




医政発第0330013号
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、改正後の医療法第6条の3及び関係法令により、医療機能情報提供制度が平成19年4月1日から実施されることとされたところである。

本制度の実施に当たり、各都道府県における実施方法等について、別添のとおり「医療機能情報提供制度実施要領」を定めたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

- ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。
- ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。
- ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。

3 実施主体

- ・ 都道府県を実施主体とする。
- ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

(1) 都道府県における実施体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等）を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道府県において行うものである。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

(2) 医療機能情報の報告手続

① 医療機能情報の報告時期

- ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療機能情報を報告することとする。
- ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの（②参照。）に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。

② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。
- ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等（特に、診療所及び助産所）の情報について、照会を行うことができることとする。

- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、

ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。

- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開

設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3) 医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

- ・ また、各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。
 - ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。
- この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行となるが、都道府県において、公表システムの開発等の実施に向けた準備に時間を要することを踏まえ、平成19年度においては、都道府県知事は、法令で定める情報のうち、①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数の基本情報及び都道府県知事が定める情報について、病院等から報告を求め、都道府県知事の定める方法により公表することで足りることとする。
- ・ 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。

医療機関の医療機能に関する報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1 病院の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 病院の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス等		
18 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無	
	相談員の人数	
19 院内処方の有無		
20 入院食の提供方法		
21 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
22 障害者に対するサービス内容		※別表
23 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
24 病院内の売店又は食堂の有無		
25 受動喫煙を防止するための措置		※別表

(4) 費用負担等			
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	先進医療の実施の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
29	治験の実施の有無及び契約件数		前年度〇/〇～〇/〇の件数
30	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
31	専門医の種類及び人数		※別表
32	保有する施設設備		※別表
33	併設している介護施設		※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容		※別表
35	対応することができる短期滞在手術		※別表
36	専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
38	対応することができる予防接種		※別表
39	対応することができる在宅医療		※別表
40	対応することができる介護サービス		※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	
		地域連携クリティカルパスの有無	
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との連携に対する窓口設置の有無		

3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
		外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
		医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49	診療情報管理体制	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
		ICDコードの利用の有無	
		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
51	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
		予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		外来患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		在宅患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
54	平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
55	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1 診療所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 診療所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3)診療所内サービス等		
18 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		
19 院内処方の有無		
20 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
21 障害者に対するサービス内容		※別表
22 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
23 受動喫煙を防止するための措置		※別表

(4)費用負担			
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
25	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
26	治験の実施の有無及び契約件数		前年度〇/〇～〇/〇の件数
27	クレジットカードによる料金支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	専門医の種類及び人数		※別表
29	併設している介護関係施設等		※別表
30	対応することができる疾患・治療内容		※別表
31	対応することができる短期滞在手術		※別表
32	専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
33	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
34	対応することができる予防接種		※別表
35	対応することができる在宅医療		※別表
36	対応することができる介護サービス		※別表
37	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
38	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	
		地域連携クリティカルパスの有無	
39	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携体制		

3. 医療の実績、結果に関する事項			
40	診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
41	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
42	法令に基づく義務以外の医療安全対策	医療事故情報収集等事業への参加の有無	
43	法令に基づく義務以外の院内感染対策	院内での感染症の発症率に関する分析の有無	
44	電子カルテシステムの導入の有無		
45	情報開示に関する窓口の有無		
46	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析結果の提供の有無	
47	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		在宅患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
48	平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
49	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1 診療所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリの番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
10 診療所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料又は無料の別	
11 案内用ホームページアドレス		
12 案内用電子メールアドレス		
13 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
14 予約診療		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
(3)診療所内サービス等		
15 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		
16 院内処方の有無		
17 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
18 障害者に対するサービス内容		※別表
19 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
20 受動喫煙を防止するための措置		※別表
(4)費用負担		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類		※別表
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	専門医の種類		※別表
24	対応することができる疾患・治療内容		※別表
25	専門外来		※記入式(文字数等の制限可)
26	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
27	対応することができる在宅医療		※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項			
28	歯科診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
29	情報開示に関する窓口の有無		
30	患者数	外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
31	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1 助産所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリの番号		
6 就業日		※表記方法は都道府県の任意
7 就業時間		※表記方法は都道府県の任意
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
9 助産所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料又は無料の別	
10 案内用ホームページアドレス		
11 案内用電子メールアドレス		
12 外来受付時間		※表記方法は都道府県の任意
13 予約の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
14 救急対応		
15 助産所の運営形態		
16 面会の日及び時間帯		
(3)助産所内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
18 障害者に対するサービス内容		※別表
19 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
20 受動喫煙を防止するための措置		※別表
(4)費用負担		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22	家族付き添い室の有無	
23	妊産婦等に対する相談又は指導	※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項		
24	助産所の人員配置	医療従事者の人数
25	分娩取扱数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
26	妊産婦等満足度調査	妊産婦等満足度調査実施の有無
		妊産婦等満足度調査結果の提供の有無

【病院・診療所・助産所用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	件数
1) 時間外対応	1	終日の対応	
	2	病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	
	3	連携する病院又は診療所への電話の転送	
2) 助産所の業務形態	1	助産所内における業務の実施	
	2	出張による業務の実施	
3) 障害者に対するサービス内容	1	手話による対応	
	2	施設内の情報の表示	
	3	音声による情報の伝達	
	4	施設内点字ブロックの設置	
	5	点字による表示	
4) 車椅子利用者に対するサービス内容	1	施設のバリアフリー化の実施	
5) 受動喫煙防止対策	1	施設内における全面禁煙の実施	
	2	喫煙室の設置	
6) 入院食の提供方法	1	適時及び適温による食事の提供	
	2	病床外での食事	
	3	選択可能な入院食の提供	
7) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類	1	保険医療機関	
	2	自由診療のみを行う医療機関	
	3	労災保険指定医療機関	
	4	更生医療指定医療機関	
	5	育成医療指定医療機関	
	6	精神通院医療指定医療機関	
	7	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	
	8	精神保健福祉法に基づく指定病院・応急入院指定病院	
	9	精神保健指定医の配置されている医療機関	
	10	生活保護法指定医療機関	
	11	医療保護施設	
	12	結核予防法指定医療機関	
	13	指定養育医療機関	
	14	戦傷病者特別援護法指定医療機関	
	15	原子爆弾被害者医療指定医療機関	
	16	原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	
	17	感染症指定医療機関(特定・第一種・第二種)	
	18	公害医療機関	
	19	母体保護法指定医の配置されている医療機関	
	20	特定機能病院	
	21	地域医療支援病院	
	22	災害拠点病院	
	23	へき地医療拠点病院	
	24	小児救急医療拠点病院	
	25	救命救急センター	
	26	臨床研修指定病院	
	27	外国医師(歯科医師)臨床修練指定病院	
	28	がん診療連携拠点病院	
	29	エイズ治療拠点病院	
	30	肝疾患診療連携拠点病院	
	31	特定疾患治療研究事業指定医療機関	
	32	在宅療養支援診療所	
	33	DPC対象病院	

		34	指定療育医療医療機関	
		35	小児慢性特定疾患治療研究事業指定医療機関	
		36	無料低額診療事業実施医療機関	
		37	総合周産期母子医療センター	
		38	地域周産期母子医療センター	
		39	不妊専門相談センター	
		40	思春期クリニック事業実施医療機関	
8)	専門医	1	整形外科専門医((社)日本整形外科学会)	
		2	皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)	
		3	麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会)	
		4	放射線科専門医((社)日本放射線学会)	
		5	眼科専門医((財)日本眼科学会)	
		6	産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)	
		7	耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)	
		8	泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会)	
		9	形成外科専門医((社)日本形成外科学会)	
		10	病理専門医((社)日本病理学会)	
		11	内科専門医((社)日本内科学会)	
		12	外科専門医((社)日本外科学会)	
		13	糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会)	
		14	肝臓専門医((社)日本肝臓学会)	
		15	感染症専門医((社)日本感染症学会)	
		16	救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	
		17	血液専門医((社)日本血液学会)	
		18	循環器専門医((社)日本循環器学会)	
		19	呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)	
		20	消化器病専門医((財)日本消化器病学会)	
		21	腎臓専門医((社)日本腎臓学会)	
		22	小児科専門医((社)日本小児科学会)	
		23	口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会)	
		24	内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)	
		25	消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	
		26	超音波専門医((社)日本超音波医学会)	
		27	細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	
		28	透析専門医((社)日本透析医学会)	
		29	脳神経外科専門医((社)日本脳神経外科学会)	
		30	リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)	
		31	老年病専門医((社)日本老年医学会)	
		32	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		33	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	
		34	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	
		35	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		36	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	
		37	消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)	
		38	小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	
		39	神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	
		40	リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	
		41	歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	
		42	乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	
		43	臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	
		44	漢方専門医((社)日本東洋医学会)	
		45	レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	
		46	気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	
		47	歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	
		48	小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	
		49	アレルギー専門医((社)日本アレルギー学会)	
		50	核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	

		51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	
9) 保有する施設設備	1	集中治療室(ICU)	
	2	冠状動脈疾患用集中治療室(CCU)	
	3	脳卒中専用集中治療室(SCU)	
	4	呼吸器疾患専用集中治療室(RCU)	
	5	新生児集中治療室(NICU)	
	6	母体胎児集中治療室(MFICU)	
	7	広範囲熱傷特定集中治療室	
	8	手術室	
	9	無菌治療室	
	10	機能訓練室	
	11	精神科保護室	
	12	病理解剖室	
	13	高気圧酸素治療室	
	14	患者搬送車(ヘリコプター含む)	
	15	新生児搬送車	
10) 併設している介護施設	1	介護老人福祉施設	
	2	介護老人保健施設	
	3	居宅介護支援事業所	
	4	介護予防支援事業所	
	5	老人介護支援センター	
	6	(介護予防)訪問看護ステーション	
	7	(介護予防)通所介護事業所	
	8	(介護予防)通所リハビリテーション事業所	
	9	(介護予防)短期入所生活介護事業所	
	10	(介護予防)短期入所療養介護事業所	
	11	(介護予防)特定施設(有料老人ホーム等)	
	12	(介護予防)認知症対応型通所介護事業所	
	13	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	
	14	(介護予防)認知症対応型グループホーム	
	15	地域密着型特定施設(有料老人ホーム等)	
	16	地域密着型介護老人福祉施設	
11) 対応できる疾患・治療内容	1.皮膚・形成外科領域		
	1	皮膚・形成外科領域の一次診療	
	2	真菌検査	
	3	皮膚生検	
	4	凍結療法	
	5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)	
	6	中等症の熱傷の入院治療	
	7	顔面外傷の治療	
	8	皮膚悪性腫瘍手術	○
	9	皮膚悪性腫瘍化学療法	
	10	良性腫瘍・母斑その他の切除・縫合手術	
	11	マイクロサージェリーによる遊離組織移植	
	12	唇顎口瘻裂手術	○
	13	アトピー性皮膚炎の治療	
	2.神経・脳血管領域		
	1	神経・脳血管領域の一次診療	
	2	脳波検査	
	3	長期継続頭蓋内脳波検査	
	4	光トポグラフィー	
	5	神経磁気診断	
	6	頭蓋内圧持続測定	
	7	頭部動脈血栓内膜剥離術	○

	8-1	選択的脳血栓・塞栓溶解術(24時間対応)	○
	8-2	選択的脳血栓・塞栓溶解術(上記以外)	
	9	抗血栓療法	
	10-1	頭蓋内血腫除去術(24時間対応)	○
	10-2	頭蓋内血腫除去術(上記以外)	
	11-1	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(24時間対応)	○
	11-2	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(上記以外)	
	12	脳動脈奇形摘出術	○
	13	脳血管内手術	○
	14	脳腫瘍摘出術	○
	15	脊髄腫瘍摘出術	○
	16	悪性脳腫瘍放射線療法	
	17	悪性脳腫瘍化学療法	
	18	小児脳外科手術	
	19	機能的脳神経手術(てんかん手術を含む)	○
		3.精神科・神経科領域	
	1	精神科・神経科領域の一次診療	
	2	臨床心理・神経心理検査	
	3	精神療法	
	4	精神分析療法	
	5	心身医学療法	
	6	終夜睡眠ポリグラフィー	
	7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)	
	8	思春期のうつ病、躁うつ病	
	9	睡眠障害	
	10	摂食障害(拒食症・過食症)	
	11	アルコール依存症	
	12	薬物依存症	
	13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)	
	14	認知症	
	15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)	
	16	発達障害(自閉症、学習障害等)	
	17	精神科ショート・ケア	
	18	精神科デイ・ケア	
	19	精神科ナイト・ケア	
	20	精神科デイ・ナイト・ケア	
	21	重度認知症患者デイ・ケア	
		4.眼領域	
	1	眼領域の一次診療	
	2	硝子体手術	○
	3	水晶体再建術(白内障手術)	○
	4	緑内障手術	○
	5	網膜光凝固術(網膜剥離手術)	○
	6	斜視手術	○
	7	角膜移植術	○
	8	コンタクトレンズ検査	
	9	小児視力障害診療	
		5.耳鼻咽喉領域	
	1	耳鼻咽喉領域の一次診療	
	2	喉頭ファイバースコープ	
	3	純音聴力検査	
	4	補聴器適合検査	
	5	電気味覚検査	
	6	小児聴力障害診療	
	7	鼓室形成手術	○

	8	副鼻腔炎手術	○
	9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○
	10	舌悪性腫瘍手術	○
	11	舌悪性腫瘍化学療法	
	12	舌悪性腫瘍放射線療法	
	13	咽頭悪性腫瘍手術	○
	14	咽頭悪性腫瘍化学療法	
	15	咽頭悪性腫瘍放射線療法	
	16	喉頭悪性腫瘍手術	○
	17	喉頭悪性腫瘍化学療法	
	18	喉頭悪性腫瘍放射線療法	
	19	摂食機能障害の治療	
		6.呼吸器領域	
	1	呼吸器領域の一次診療	
	2	気管支ファイバースコピー	
	3	肺悪性腫瘍摘出術	○
	4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○
	5	肺悪性腫瘍化学療法	
	6	肺悪性腫瘍放射線療法	
	7	在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療)	
	8	在宅酸素療法	
		7.消化器系領域	
	1	消化器系領域の一次診療	
	2	上部消化管内視鏡検査	
	3	上部消化管内視鏡的切除術	○
	4	下部消化管内視鏡検査	
	5	下部消化管内視鏡的切除術	○
	6	虫垂切除術(乳幼児を除く)	○
	7	食道悪性腫瘍手術	○
	8	食道悪性腫瘍化学療法	
	9	食道悪性腫瘍放射線療法	
	10	胃悪性腫瘍手術	○
	11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○
	12	胃悪性腫瘍化学療法	
	13	胃悪性腫瘍放射線療法	
	14	大腸悪性腫瘍手術	○
	15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○
	16	大腸悪性腫瘍化学療法	
	17	人工肛門の管理	
		8.肝・胆道・膵臓領域	
	1	肝・胆道・膵臓領域の一次診療	
	2	肝生検	
	3	肝悪性腫瘍手術	○
	4	肝悪性腫瘍化学療法	
	5	胆道悪性腫瘍手術	○
	6	胆道悪性腫瘍化学療法	
	7	開腹による胆石症手術	○
	8	腹腔鏡下胆石症手術	○
	9	内視鏡的胆道ドレナージ	○
	10	経皮経肝的胆道ドレナージ	○
	11	膵悪性腫瘍手術	○
	12	膵悪性腫瘍化学療法	
	13	膵悪性腫瘍放射線療法	
	14	体外衝撃波胆石破碎術	○
	15	生体肝移植	○

		9.循環器系領域	
	1	循環器系領域の一次診療	
	2	ホルター型心電図検査	
	3-1	心臓カテーテル法による諸検査(24時間対応)	
	3-2	心臓カテーテル法による諸検査(上記以外)	
	4	心臓カテーテル法による血管内視鏡検査	
	5	冠動脈バイパス術	○
	6	経皮的冠動脈形成術(PTCA)	○
	7	経皮的冠動脈血栓吸引術	○
	8	経皮的冠動脈ステント留置術	○
	9	弁膜症手術	○
	10	開心術	○
	11	大動脈瘤切除術	○
	12	下肢静脈瘤手術	○
	13	ペースメーカー移植術	○
	14	ペースメーカー管理	
		10.腎・泌尿器系領域	
	1	腎・泌尿器系領域の一次診療	
	2	膀胱鏡検査	
	3	腎生検	
	4	血液透析	
	5	夜間透析	
	6	腹膜透析(CAPD)	
	7	体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	○
	8	腎悪性腫瘍手術	○
	9	腎悪性腫瘍化学療法	
	10	膀胱悪性腫瘍手術	○
	11	膀胱悪性腫瘍化学療法	
	12	前立腺悪性腫瘍手術	○
	13	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○
	14	前立腺悪性腫瘍化学療法	
	15	前立腺悪性腫瘍放射線療法	
	16	生体腎移植	○
	17	尿失禁の治療	
		11.産科領域	
	1	産科領域の一次診療	
	2	正常分娩	○
	3	選択帝王切開術	○
	4	緊急帝王切開術	○
	5	卵管形成術	○
	6	卵管鏡下卵管形成術	○
	7	ハイリスク妊産婦共同管理	
		12.婦人科領域	
	1	婦人科領域の一次診療	
	2	更年期障害治療	
	3	子宮筋腫摘出術	○
	4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○
	5	子宮悪性腫瘍手術	○
	6	子宮悪性腫瘍化学療法	
	7	子宮悪性腫瘍放射線療法	
	8	卵巣悪性腫瘍手術	○
	9	卵巣悪性腫瘍化学療法	
	10	卵巣悪性腫瘍放射線療法	

		13.乳腺領域	
	1	乳腺領域の一次診療	
	2	乳腺悪性腫瘍手術	○
	3	乳腺悪性腫瘍化学療法	
	4	乳腺悪性腫瘍放射線療法	
		14.内分泌・代謝・栄養領域	
	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療	
	2	内分泌機能検査	
	3	インスリン療法	
	4	糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定)	
	5	糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導	
	6	甲状腺腫瘍手術	○
	7	甲状腺悪性腫瘍化学療法	
	8	甲状腺悪性腫瘍放射線療法	
	9	副腎悪性腫瘍手術	○
	10	副腎腫瘍摘出術	○
		15.血液・免疫系領域	
	1	血液・免疫系領域の一次診療	
	2	骨髄生検	
	3	リンパ節生検	
	4	血液細胞核酸増幅同定検査	
	5	白血病化学療法	
	6	白血病放射線療法	
	7	骨髄移植	○
	8	臍帯血移植	○
	9	リンパ組織悪性腫瘍化学療法	
	10	リンパ組織悪性腫瘍放射線療法	
	11	血液凝固異常の診断・治療	
	12	エイズ診療	
	13	アレルギーの減感作療法	
		16.筋・骨格系及び外傷領域	
	1	筋・骨格系及び外傷領域の一次診療	
	2	関節鏡検査	
	3	手の外科手術	
	4	アキレス腱断裂手術(筋・腱手術)	○
	5	骨折観血的手術	○
	6	人工股関節置換術(関節手術)	○
	7	人工膝関節置換術(関節手術)	○
	8	脊椎手術	○
	9	椎間板摘出術	○
	10	椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○
	11	軟部悪性腫瘍手術	○
	12	軟部悪性腫瘍化学療法	
	13	骨悪性腫瘍手術	○
	14	骨悪性腫瘍化学療法	
	15	小児整形外科手術	○
	16	義肢装具の作成及び評価	
		17.リハビリ領域	
	1	視能訓練	
	2	摂食機能療法	
	3	心大血管疾患リハビリテーション	○
	4	脳血管疾患等リハビリテーション	○
	5	運動器リハビリテーション	○
	6	呼吸器リハビリテーション	○

	7	難病患者リハビリテーション	○
	8	障害児(者)リハビリテーション	○
		18.小児領域	
	1	小児領域の一次診療	
	2	小児循環器疾患	
	3	小児呼吸器疾患	
	4	小児腎疾患	
	5	小児神経疾患	
	6	小児アレルギー疾患	
	7	小児自己免疫疾患	
	8	小児糖尿病	
	9	小児内分泌疾患	
	10	小児先天性代謝疾患	
	11	小児血液疾患	
	12	小児悪性腫瘍	
	13	小児外科手術	○
	14	小児の脳炎・髄膜炎	○
	15	小児の腸重積	○
	16	乳幼児の育児相談	
	17	夜尿症の治療	
	18	小児食物アレルギー負荷検査	
		19.麻酔領域	
	1	麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理)	○
	2	全身麻酔	○
	3	硬膜外麻酔	○
	4	脊髄麻酔	○
	5	神経ブロック	
	6	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○
		20.緩和ケア領域	
	1	医療用麻薬によるがん疼痛治療	
	2	緩和的放射線療法	
	3	がんに伴う精神症状のケア	
		21.放射線治療領域	
	1	体外照射	
	2	ガンマナイフによる定位放射線治療	○
	3	直線加速器による定位放射線治療	○
	4	密封小線源照射	
	5	術中照射	
		22.画像診断	
	1	画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影)	
	2	遠隔画像診断	
	3	単純CT撮影	○
	4	特殊CT撮影	○
	5	MRI撮影	○
	6	マンモグラフィ検査(乳房撮影)	○
	7	ポジトロン断層撮影(PET)又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	○
		23.病理診断	
	1	病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)	
	2	病理迅速検査	
		24.歯科領域	
	1	歯科領域の一次診療	

		2 成人の歯科矯正治療	
		3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療	
		4 顎変形症の歯科矯正治療	
		5 障害者の歯科治療	
		6 摂食機能障害の治療	
		25.口腔外科領域	
		1 埋伏歯抜歯	
		2 顎関節症治療	
		3 顎変形症治療	
		4 顎骨折治療	
		4 口唇・舌・口腔粘膜の炎症・外傷・腫瘍の治療	
		5 唇顎口蓋裂治療	
		26.その他	
		1 漢方医学	
		2 鍼灸治療	
		3 外来での化学療法	
		4 在宅における看取り	○
12)	対応することができる短期滞在手術	①日帰り手術	
		1 皮膚、皮下腫瘍摘出術	
		2 腋臭症手術	
		3 半月板切除術	
		4 手根管開放手術	
		5 水晶体再建術	
		6 乳腺腫瘍摘出術	
		7 気管支狭窄拡張術	
		8 気管支腫瘍摘出術	
		9 ヘルニア手術(鼠径ヘルニア)	
		10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
		11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	
		12 経尿道的レーザー前立腺切除術	
		②1泊2日入院手術	
		1 関節腫瘍摘出術	
		2 半月板縫合術	
		3 靱帯断裂縫合術	
		4 胸腔鏡下交感神経節切除術	
		5 顎下線腫瘍摘出術	
		6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術	
		7 下肢静脈瘤手術	
		8 腹腔鏡下胆嚢摘出術	
		9 腹腔鏡下虫垂切除術	
		10 痔核手術	
		11 経尿道的尿路結石除去術	
		12 尿失禁手術	
		13 子宮頸部切除術	
		14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
		15 子宮付属器腫瘍摘出術	
13)	対応することができる予防接種	1 ジフテリア	
		2 破傷風	
		3 三種混合(ジフテリア+百日咳+破傷風)	
		4 二種混合(ジフテリア+破傷風)	
		5 ポリオ	
		6 麻疹	
		7 風疹	

		8	二種混合(麻疹+風疹)	
		9	日本脳炎	
		10	BCG	
		11	インフルエンザ	
		12	おたふくかぜ	
		13	水痘	
		14	B型肝炎	
		15	A型肝炎	
		16	コレラ	
		17	狂犬病	
		18	黄熱病	
		19	肺炎球菌感染症	
14)	対応することができる在宅医療		①在宅医療	
		1	往診(24時間往診可能)	
		2	往診(上記以外)	
		3	地域連携退院時共同指導	
		4	在宅患者訪問診療	
		5	在宅時医学総合管理	
		6	在宅末期医療総合診療	
		7	救急搬送診療	
		8	在宅患者訪問看護・指導	
		9	在宅患者訪問点滴注射管理指導	
		10	在宅訪問リハビリテーション指導管理	
		11	訪問看護指示	
		12	在宅患者訪問薬剤管理指導	
		13	在宅患者訪問栄養食事指導	
			②在宅療養指導	
		1	退院前在宅療養指導管理	
		2	在宅自己注射指導管理	
		3	在宅自己腹膜灌流指導管理	
		4	在宅血液透析指導管理	
		5	在宅酸素療法指導管理	
		6	在宅中心静脈栄養法指導管理	
		7	在宅成分栄養経管栄養法指導管理	
		8	在宅自己導尿指導管理	
		9	在宅人工呼吸指導管理	
		10	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	
		11	在宅悪性腫瘍患者指導管理	
		12	在宅寝たきり患者処置指導管理	
		13	在宅自己疼痛管理指導管理	
		14	在宅肺高血圧症患者指導管理	
		15	在宅気管切開患者指導管理	
		16	寝たきり老人訪問指導管理	
			③診療内容	
		1	点滴の管理	
		2	中心静脈栄養	
		3	腹膜透析	
		4	酸素療法	
		5	経管栄養	
		6	疼痛の管理	
		7	褥瘡の管理	
		8	人工肛門の管理	
		9	人工膀胱の管理	
		10	レスピレーター(人工呼吸器)	
		11	モニター測定(血圧・心拍等)	

		12	尿カテーテル(留置カテーテル等)	
		13	気管切開部の処置	
		14	在宅ターミナルケアの対応	
			④連携の有無	
		1	病院との連携	
		2	診療所との連携	
		3	訪問看護ステーションとの連携	
		4	居宅介護支援事業所との連携	
		5	薬局との連携	
15)	対応可能な介護保険サービス		①施設サービス	
		1	介護福祉施設サービス	
		2	介護保健施設サービス	
		3	介護療養施設サービス	
			②居宅介護支援	
		1	居宅介護支援	
			③居宅サービス	
		1	訪問介護	
		2	訪問入浴介護	
		3	訪問看護	
		4	訪問リハビリテーション	
		5	居宅療養管理指導	
		6	通所介護	
		7	通所リハビリテーション	
		8	短期入所生活介護	
		9	短期入所療養介護	
		10	特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		11	福祉用具貸与	
		12	特定福祉用具販売	
			④地域密着型サービス	
		1	夜間対応型訪問介護	
		2	認知症対応型通所介護	
		3	小規模多機能型居宅介護	
		4	認知症対応型共同生活介護	
		5	地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
			⑤介護予防支援	
		1	介護予防支援	
			⑥介護予防サービス	
		1	介護予防訪問介護	
		2	介護予防訪問入浴介護	
		3	介護予防訪問看護	
		4	介護予防訪問リハビリテーション	
		5	介護予防居宅療養管理指導	
		6	介護予防通所介護	
		7	介護予防通所リハビリテーション	
		8	介護予防短期入所生活介護	
		9	介護予防短期入所療養介護	
		10	介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		11	介護予防福祉用具貸与	
		12	特定介護予防福祉用具販売	

		⑦介護予防地域密着型サービス	
		1 介護予防認知症対応型通所介護	
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護	
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護	
16)	妊産婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
		2 母乳育児相談	
		3 栄養相談	
		4 家族計画指導(受胎調節実施指導を含む)	
		5 女性の健康相談	
		6 訪問相談又は訪問指導	
17)	医療従事者の種類	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師	
		5 准看護師	
		6 助産師	
		7 歯科衛生士	
		8 診療放射線技師	
		9 理学療法士	
		10 作業療法士	
18)	オーダーリングシステム	1 検査	
		2 処方	
		3 予約	

○厚生労働省令第二十七号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部の施行に伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 病院、診療所及び助産所の開設(第一条―第七条)」を「第一章の二 病院、診療所の支援等(第一条―第一条の八)」に改める。

第一条中「医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一章の九とする。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 医療に関する選択の支援等

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)

第六条の三第一項の規定による都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第六条の三第一項の規定により、病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

第一条の二 法第六条の三第二項の規定により、病院等の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一の項第一号に掲げる基本情報とする。

2 前項の報告は、前条第一項の規定により当該都道府県知事が定める方法により行うものとする。

第一条の三 病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項

を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この章において「電磁的方法」という。)であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならない。

2 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうちイ、ロ又はハに掲げるもの

イ 電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法

ロ 病院等の管理者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 病院等の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された別表第一に掲げる事項を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法

第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。

一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用する方法

二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

第一条の五 患者の診療を担当する医師又は歯科医師は、法第六条の四第一項の規定により、入院した日から起算して七日以内に同項に規定する書面（以下「入院診療計画書」という。）を作成し、当該患者又はその家族に対し当該書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

第一条の六 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 患者が短期間で退院することが見込まれる場合

二 当該書面を交付することにより、当該患者の適切な診療に支障を及ぼすおそれがある場合

三 当該書面を交付することにより、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがある場合

第一条の七 法第六条の四第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 推定される入院期間

二 病院又は診療所の管理者が患者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八 病院又は診療所の管理者は、法第六条の四第二項の規定により、入院診療計画書の交付に代えて、当該計画書に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、承諾を得なければならない。

二 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による承諾を得た後に、患者又はその家族から電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該方法による提供を行つてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち

イ、口又はハに掲げるもの

ロ 病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第九条の八第一項第四号中「別表第一」を「別表第一の二」に改め、同項第五号中「別表第一の二」を「別表第一の三」に改める。

第一条の九 病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、次に掲げる安全管理の体制を確保しなければならない。

「病院等の管理者は、法第六条の十の規定に基づき、次に掲げる安全管理の体制を確保しなければならない。（ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）」に、同条第一項第四号中「医療機関内」を「当該病院等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

二 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの

イ 医薬品の使用に係る安全管理（以下この条の各号に掲げるものとする。）のための責任者の配置

ロ 従業者に対する医薬品の安全管理のための研修の実施

ハ 医薬品の安全管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

ニ 医薬品の安全管理のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全管理を目的とした改善のための方策の実施

三 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの

イ 医療機器の安全管理のための責任者の配置

ロ 従業者に対する医療機器の安全管理のための研修の実施

ハ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施

ニ 医療機器の安全管理のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全管理を目的とした改善のための方策の実施

第十一条の二を第十一号の四とし、第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 法第六条の十一第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定に基づき設立された法人

二 前号に掲げる者のほか、法第六条の十一第一項各号に掲げる医療安全支援センターの事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が認めた者

第十一条の三 病院等の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が法第六条の十一第一項第一号の規定に基づき行う助言に対し、適切な措置を講じるよう努めなければならない。

第二十条第十号中「並びに入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿」を「入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書」に改める。

第二十一条の五第二号及び第二十二号の三第二号中「及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約」を「退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書」に改める。

第三十条の三十三の次に次の一条を加える。

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 独立行政法人国立病院機構

二 地域の医療関係団体

三 関係市町村

四 地域住民を代表する団体

別表第一の二を別表第一の三とし、別表第一を別表第一の二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第一号関係）

一 基本情報

イ 共通事項（6）、（7）及び（8）については助産所を、（9）については歯科診療所及び助産所を除く。

(1) 病院等の名称

(2) 病院等の開設者

(3) 病院等の管理者

(4) 病院等の所在地

(5) 病院等の案内の電話番号及びファクシミリの番号

(6) 診療科目

(7) 診療科目別の診療日

(8) 診療科目別の診療時間

(9) 病棟種別及び届出又は許可病床数

ロ 助産所

(1) 就業日

(2) 就業時間

二 共通事項（5）及び（6）については助産所を、（7）については歯科診療所及び助産所を、（8）については歯科診療所を除く。

(1) 病院等までの主な利用交通手段

(2) 駐車場の有無

(3) 駐車台数

(4) 有料又は無料の別

(5) 案内用ホームページアドレス

(6) 案内用電子メールアドレス

(7) 診療科目別の外来受付時間

(8) 予約診療の有無

(9) 時間外における対応として厚生労働大臣が定めるもの

(10) 面会の日及び時間帯

- ⑩ 患者数
- (i) 病床の種類ごとの患者数
- (ii) 外来患者の数
- (iii) 在宅患者の数
- ⑪ 平均在院日数
- ⑫ 患者満足度の調査
- (i) 患者満足度の調査の実施の有無
- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- ⑬ 財団法人日本医療機能評価機構による認定の有無
- ⑭ 診療所
- (1) 診療所の人員配置
- (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 看護師の配置状況
- (3) 法令上の義務以外の医療安全対策
- (i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無
- (4) 法令上の義務以外の院内感染対策
- (i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無
- (ii) 電子カルテシステムの導入の有無
- (iii) 情報開示に関する窓口の有無
- (7) 治療結果情報
- (6) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
- (5) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- (9) 平均在院日数
- (8) 患者満足度の調査
- (i) 患者満足度の調査の実施の有無
- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- ハ 歯科診療所
- (1) 歯科診療所の人員配置
- (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 情報開示に関する窓口の有無
- (3) 患者数
- (i) 外来患者の数
- (4) 患者満足度の調査
- (i) 患者満足度の調査の実施の有無
- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- ニ 助産所
- (1) 助産所の人員配置
- (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

- (3) (2) 分娩取扱数
- (i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無
- (ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無
- 第四 その他厚生労働大臣の定める事項
- 附則
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条 法第六条の三第一項の規定による報告については、この省令の施行の日から二年間は、この省令による改正後の医療法施行規則第一条第二項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる事項のうち、同表第一の項第一号に掲げる基本情報その他都道府県知事が定めるものについて行うことができるものとする。
- 第三条 この省令による改正後の医療法施行規則第十一條第二項第一号イ、同項第二号ハ及び同項第三号ハの規定は、この省令の施行の際、院内感染対策のための指針、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書又は医療機器の保守点検に関する計画が整備されていない病院等については、この省令の施行の日から三箇月を経過する日までは、適用しない。

○厚生労働省告示第五十三号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものをおのうに定め、平成十九年四月一日から適用する。平成十九年三月二十六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）別表第一第一の項第二号イ（七）に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 終日の対応

二 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応

三 連携する病院又は診療所への電話の転送

第二条 規則別表第一第一の項第二号ロ（三）に規定する厚生労働大臣の定める業務形態は、次のとおりとする。

一 助産所内における業務の実施

第三条 規則別表第一第一の項第三号イ（三）に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。

一 手話による対応

二 施設内の情報の表示

三 音声による情報の伝達

四 施設内点字ブロックの設置

五 点字による表示

第四条 規則別表第一第一の項第三号イ（四）に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、施設のバリアフリー化の実施とする。

第五条 規則別表第一第一の項第三号イ（五）に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。

一 施設内における全面禁煙の実施

二 喫煙室の設置

第六条 規則別表第一第一の項第三号ロ（二）に規定する厚生労働大臣の定める提供方法は、次のとおりとする。

一 適時及び適温による食事の提供

二 病床外での食事

三 選択可能な入院食の提供

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ（一）に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。

一 保険医療機関

二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六條に規定する医療保険各法及び同法に基づき療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関

三 労災保険指定医療機関

四 更生医療指定医療機関

五 育成医療指定医療機関

六 精神通院医療指定医療機関

七 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関

八 精神保健福祉法（昭和二十五年法律第三十三号）に基づく指定病院又は応急入院指定

病院

九 精神保健指定医の配置されている医療機関

十 生活保護法指定医療機関

十一 医療保護施設

十二 結核予防法指定医療機関

十三 指定養育医療機関

十四 戦傷病者特別優遇法指定医療機関

十五 原子爆弾被害者医療指定医療機関

十六 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関

関

十七 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関

十八 公害医療機関

十九 母体保護法指定医の配置されている医療機関

- 二十 特定機能病院
二十一 地域医療支援病院
二十二 災害拠点病院
二十三 ヘリコプター救急センター
二十四 小児救急医療拠点病院
二十五 救命救急センター
二十六 臨床研修指定病院
二十七 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯
科医師臨床研修指定病院
二十八 がん診療連携拠点病院
二十九 エイズ診療拠点病院
三十 肝疾患診療連携拠点病院
三十一 特定疾患診療研究事業指定医療機関
三十二 在宅療養支援診療所
三十三 DPC対象病院
三十四 指定療育医療機関
三十五 小児慢性特定疾患治療研究事業指定医
療機関
三十六 無料低額診療事業実施医療機関
三十七 総合周産期母子医療センター
三十八 地域周産期母子医療センター
三十九 不妊専門相談センター
四十 思春期クリニック事業実施医療機関
- 第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。
- 一 整形外科専門医(社団法人日本整形外科科学
会が認定したものをいう。)
- 二 皮膚科専門医(社団法人日本皮膚科学会が
認定したものをいう。)
- 三 麻酔科専門医(社団法人日本麻酔科学会が
認定したものをいう。)
- 四 放射線科専門医(社団法人日本医学放射線
学会が認定したものをいう。)
- 五 眼科専門医(財団法人日本眼科学会が認定
したものをいう。)
- 六 産婦人科専門医(社団法人日本産婦人科
学会が認定したものをいう。)
- 七 耳鼻咽喉科専門医(社団法人日本耳鼻咽喉
科学会が認定したものをいう。)
- 八 泌尿器科専門医(社団法人日本泌尿器科学
会が認定したものをいう。)
- 九 形成外科専門医(社団法人日本形成外科学
会が認定したものをいう。)
- 十 病理専門医(社団法人日本病理学会が認定
したものをいう。)
- 十一 内科専門医(社団法人日本内科学会が認
定したものをいう。)
- 十二 外科専門医(社団法人日本外科学会が認
定したものをいう。)
- 十三 糖尿病専門医(社団法人日本糖尿病学会
が認定したものをいう。)
- 十四 肝臓専門医(社団法人日本肝臓学会が認
定したものをいう。)
- 十五 感染症専門医(社団法人日本感染症学会
が認定したものをいう。)
- 十六 救急科専門医(有限責任中間法人日本救
急医学会が認定したものをいう。)
- 十七 血液専門医(社団法人日本血液学会が認
定したものをいう。)
- 十八 循環器専門医(社団法人日本循環器学会
が認定したものをいう。)
- 十九 呼吸器専門医(社団法人日本呼吸器学会
が認定したものをいう。)
- 二十 消化器専門医(財団法人日本消化器病
学会が認定したものをいう。)
- 二十一 腎臓専門医(社団法人日本腎臓学会が
認定したものをいう。)
- 二十二 小児科専門医(社団法人日本小児科学
会が認定したものをいう。)
- 二十三 口腔外科専門医(社団法人日本口腔外
科学会が認定したものをいう。)
- 二十四 内分泌代謝科専門医(社団法人日本内
分泌学会が認定したものをいう。)
- 二十五 消化器外科専門医(有限責任中間法人
日本消化器外科学会が認定したものをいう。)
- 二十六 超音波専門医(社団法人日本超音波医
学会が認定したものをいう。)
- 二十七 細胞診専門医(特定非営利活動法人日
本臨床細胞学会が認定したものをいう。)
- 二十八 透析専門医(社団法人日本透析医学会
が認定したものをいう。)
- 二十九 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神
経外科学会が認定したものをいう。)
- 三十 リハビリテーション科専門医(社団法人
日本リハビリテーション医学会が認定したも
のをいう。)
- 三十一 老年病専門医(社団法人日本老年医学
会が認定したものをいう。)
- 三十二 特定非営利活動法人日本胸部外科学
会が認定した心臓血管外科専門医
- 三十三 特定非営利活動法人日本血管外科学
会が認定した心臓血管外科専門医
- 三十四 特定非営利活動法人日本心臓血管外
科学会が認定した心臓血管外科専門医
- 三十五 特定非営利活動法人日本胸部外科学
会が認定した呼吸器外科専門医
- 三十六 特定非営利活動法人日本呼吸器外科
学会が認定した呼吸器外科専門医
- 三十七 消化器内視鏡専門医(社団法人日本消
化器内視鏡学会が認定したものをいう。)
- 三十八 小児外科専門医(特定非営利活動法人
日本小児外科学会が認定したものをいう。)
- 三十九 神経内科専門医(有限責任中間法人日
本神経学会が認定したものをいう。)
- 四十 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本
リウマチ学会が認定したものをいう。)
- 四十一 歯周病専門医(特定非営利活動法人日
本歯周病学会が認定したものをいう。)
- 四十二 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳
癌学会が認定したものをいう。)
- 四十三 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日
本人類遺伝学会が認定したものをいう。)
- 四十四 漢方専門医(社団法人日本東洋医学会
が認定したものをいう。)
- 四十五 レザー専門医(特定非営利活動法人
日本レーザー医学会が認定したものをいう。)
- 四十六 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人
日本呼吸器内視鏡学会が認定したものをい
う。)
- 四十七 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日
本歯科麻酔学会が認定したものをいう。)
- 四十八 小児歯科専門医(有限責任中間法人日
本小児歯科学会が認定したものをいう。)
- 四十九 アレルギ専門医(社団法人日本アレ
ルギ学会が認定したものをいう。)
- 五十 核医学専門医(有限責任中間法人日本核
医学学会が認定したものをいう。)
- 五十一 気管食道科専門医(特定非営利活動法
人日本気管食道科学会が認定したものをい
う。)
- 第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定
する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のと
りとする。
- 一 集中治療室
二 冠動脈疾患専用集中治療室
三 脳卒中専用集中治療室
- 四 呼吸器疾患専用集中治療室
五 新生児集中治療室
六 母体胎児集中治療室
七 広範囲熱傷特定集中治療室
八 手術室
九 無菌治療室
十 機能訓練室
十一 精神科保護室
十二 病理解剖室
十三 高気圧酸素治療室
十四 ヘリコプターを含む患者搬送車
十五 新生児搬送車
- 第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ
(2)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設
は、次のとおりとする。
- 一 介護老人福祉施設
二 介護老人保健施設
三 居宅介護支援事業所
四 介護予防支援事業所
五 老人介護支援センター
六 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護
ステーション
七 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業
所
八 通所リハビリテーション事業所又は介護予
防通所リハビリテーション事業所
九 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期
入所生活介護事業所
十 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期
入所療養介護事業所
十一 特定施設又は介護予防特定施設
十二 認知症対応型通所介護事業所又は介護予
防認知症対応型通所介護事業所
十三 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護
予防小規模多機能型居宅介護事業所
十四 認知症対応型グループホーム又は介護予
防認知症対応型グループホーム
十五 地域密着型介護老人福祉施設
十六 地域密着型介護老人福祉施設
第十七条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ
(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾
患又は治療内容は、次のとおりとする。
- 一 皮膚・形成外科領域
二 皮膚・形成外科領域の一次診療
三 皮膚検査
四 皮膚生検

子宮悪性腫瘍放射線療法
卵巣悪性腫瘍手術
卵巣悪性腫瘍化学療法
卵巣悪性腫瘍放射線療法
乳癌領域
乳癌領域の一次診療
乳癌悪性腫瘍手術
乳癌悪性腫瘍化学療法
乳癌悪性腫瘍放射線療法
内分泌・代謝・栄養領域
内分泌・代謝・栄養領域の一次診療
内分泌機能検査
内分泌療法
糖尿病患者教育
糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導
甲状腺腫瘍手術
甲状腺悪性腫瘍化学療法
甲状腺悪性腫瘍放射線療法
副腎腫瘍手術
副腎腫瘍摘出術
血液・免疫系領域
血液・免疫系領域の一次診療
血液・免疫系領域の一次診療
骨髄生検
リンパ節生検
血液細胞核増幅測定検査
白血病化学療法
白血病放射線療法
骨髄移植
リンパ組織悪性腫瘍化学療法
リンパ組織悪性腫瘍放射線療法
血液凝固異常の診断及び治療
エイズ診療
アレルギーの減感作療法
筋・骨格系及び外傷領域
筋・骨格系及び外傷領域の一次診療
関節鏡検査
手の外科手術
アキレス腱断裂手術
骨折脱臼手術
人工股関節置換術
人工膝関節置換術
脊椎手術
椎間板摘出術

椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術
軟部悪性腫瘍手術
軟部悪性腫瘍化学療法
軟部悪性腫瘍放射線療法
骨悪性腫瘍手術
骨悪性腫瘍化学療法
小児整形外科手術
義肢装具の作成及び評価
リハビリ領域
視能訓練
摂食機能療法
心大血管疾患リハビリテーション
脳血管疾患等リハビリテーション
運動器リハビリテーション
呼吸器リハビリテーション
難病患者リハビリテーション
障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション
小児領域
小児領域の一次診療
小児循環器疾患
小児呼吸器疾患
小児腎疾患
小児神経疾患
小児アレルギー疾患
小児自己免疫疾患
小児糖尿病
小児内分泌疾患
小児先天性代謝疾患
小児血液疾患
小児悪性腫瘍
小児外科手術
小児の脳炎又は髄膜炎
小児の腸重積
乳幼児の育児相談
夜尿症の治療
小児食物アレルギー負荷検査
麻酔領域
麻酔科標準医による麻酔
全身麻酔
硬膜外麻酔
脊髄麻酔
神経ブロック
硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入

緩和ケア領域
医療用麻薬によるがん疼痛治療
緩和的放射線療法
がんに伴う精神症状のケア
放射線治療領域
体外照射
ガンマナイフによる定位放射線治療
直線加速器による定位放射線治療
密封小線源照射
術中照射
画像診断
画像診断管理
遠隔画像診断
単純CT撮影
特殊CT撮影
MRI撮影
マンモグラフィ検査
ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影
病理診断
病理迅速検査
病理迅速検査
歯科領域
歯科領域の一次診療
成人の歯科矯正治療
顎顔口蓋裂の歯科矯正治療
顎変形症の歯科矯正治療
障害者の歯科治療
摂食機能障害の治療
口腔外科領域
埋伏歯抜歯
顎関節症治療
顎変形症治療
顎骨骨折治療
顎口瘻、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
顎顔口蓋裂治療
その他
漢方医学
鍼灸治療
外来における化学療法
在宅における看取り
第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一日帰り手術
皮膚、皮下腫瘍摘出術
腋臭症手術

半月板切除術
手根管開放手術
水晶体再建術
乳癌腫瘍摘出術
気管支狭窄拡張術
気管支腫瘍摘出術
ヘルニア手術
内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術
内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術
経尿道的レーザー前立腺切除術
二泊二日手術
関節鏡摘出術
半月板縫合術
靱帯断裂縫合術
胸腔鏡下交感神経節切除術
頸下腺腫瘍摘出術
甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術
下腔静脈瘤手術
腹腔鏡下胆嚢摘出術
腹腔鏡下虫垂切除術
痔核手術
経尿道的尿結石除去術
尿失禁手術
子宮頸部切除術
子宮鏡下子宮筋腫摘出術
子宮鏡下子宮内膜腫瘍摘出術
第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。
ジフテリアの予防接種
破傷風の予防接種
三ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種
四ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種
五ポリオの予防接種
六麻疹の予防接種
七風疹の予防接種
八麻疹及び風疹の二種混合の予防接種
九日本脳炎の予防接種
十BCGの予防接種
十一インフルエンザの予防接種
十二おたふくかぜの予防接種
十三水痘の予防接種
十四A型肝炎の予防接種

十五 B型肝炎の予防接種
十六 コレラの予防接種
十七 狂犬病の予防接種
十八 黄熱病の予防接種
十九 肺炎球菌感染症の予防接種
第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。
一 在宅医療

イ 往診(終日対応することができるとに
限る。)

ロ イ以外の往診
地域連携退院時共同指導
在宅患者訪問診療
在宅時医療総合管理
在宅末期医療総合診療
救急搬送診療
在宅患者訪問看護・指導
在宅患者訪問点滴注射管理指導
在宅訪問リハビリテーション指導管理
訪問看護指導
在宅患者訪問薬剤管理指導
在宅患者訪問栄養食事指導
歯科訪問診療
二 在宅療養指導
一 在宅療養指導
退院前在宅療養指導管理
在宅自己注射指導管理
在宅自己腹膜透析指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養療法指導管理
在宅成分栄養療法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅悪性腫瘍患者指導管理
在宅寝たきり患者処置指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
在宅気管切開患者指導管理
寝たきり老人訪問指導管理
三 診療内容
イ 点滴の管理
ロ 中心静脈栄養
ハ 腹膜透析
ニ 酸素療法
ホ 経管栄養

ヘ 疼痛の管理
ト 褥瘡の管理
チ 人工肛門の管理
リ 人工膀胱の管理
ニ レスビレーター
ル モニター測定
ヲ 尿カテーテル
ワ 気管切開部の処置
カ 在宅ターミナルケアの対応
四 他の施設との連携
イ 診療所との連携
ロ 訪問看護ステーションとの連携
ハ 訪問看護ステーションとの連携
ニ 居宅介護支援事業所との連携
ホ 薬局との連携
第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。
一 施設サービス
イ 介護福祉施設サービス
ロ 介護保健施設サービス
ハ 介護療養施設サービス
ニ 居宅介護支援
三 居宅サービス
イ 訪問介護
ロ 訪問入浴介護
ハ 訪問看護
ニ 訪問リハビリテーション
ホ 居宅療養管理指導
ヘ 通所介護
ト 通所リハビリテーション
チ 短期入所生活介護
リ 短期入所療養介護
ル 特定施設入居者生活介護
ヲ 福祉用具貸与
ワ 特定福祉用具販売
四 地域密着型サービス
イ 夜間対応型訪問介護
ロ 認知症対応型通所介護
ハ 小規模多機能型居宅介護
ニ 認知症対応型共同生活介護
ホ 地域密着型特定施設入居者生活介護
ヘ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ハ 介護予防訪問看護
ニ 介護予防訪問リハビリテーション
ホ 介護予防居宅療養管理指導
ヘ 介護予防通所介護
ト 介護予防通所リハビリテーション
チ 介護予防短期入所生活介護
リ 介護予防短期入所療養介護
ル 介護予防特定施設入居者生活介護
ヲ 介護予防福祉用具貸与
ワ 特定介護予防福祉用具販売
七 介護予防地域密着型サービス
イ 介護予防認知症対応型通所介護
ロ 介護予防小規模多機能型居宅介護
ハ 介護予防認知症対応型生活共同介護
第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。
一 周産期相談
二 母乳育児相談
三 栄養相談
四 家族計画指導(受胎調整実施指導を含む。)
五 女性の健康相談
六 訪問相談又は訪問指導
第十七条 規則別表第三の項第一号イ(1)(i)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、

歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科技術士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。
第十八条 規則別表第一第二の項第一号イ(6)(i)に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
一 検査
二 処方
三 予約
第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一項第一項において厚生労働大臣が定めるもののうち、第二号チ及びロ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、タ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びヘ、第二十号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト並びに第二十六号ニの実施件数とする。